

# 泉崎村地方創生総合戦略

令和8年3月

泉 崎 村



# 目 次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 泉崎村地方創生総合戦略とは.....                | 1  |
| 1 総合戦略とは .....                        | 1  |
| 2 なぜ戦略をつくるのか .....                    | 1  |
| 3 戦略の位置づけ（総合振興計画との関係）は .....          | 2  |
| 第2章 戦略の基本事項.....                      | 5  |
| 1 戦略の対象期間 .....                       | 5  |
| 2 戦略の構成.....                          | 5  |
| 3 戦略の推進体制 .....                       | 6  |
| 4 戦略の検証・改善について .....                  | 6  |
| 第3章 戦略の体系.....                        | 7  |
| 1 国の地方創生に関する動向 .....                  | 7  |
| 2 泉崎村地方創生総合戦略の体系 .....                | 9  |
| 第4章 戦略の柱ごとの取り組み.....                  | 10 |
| 1 稼ぐ力の高い産業と魅力ある職場の創生～強い経済～ .....      | 10 |
| 2 子育てしやすく安心して暮らせる生活空間の創生～豊かな生活環境～ .   | 12 |
| 3 泉崎駅周辺整備と新時代のインフラ整備～持続可能な生活基盤～ ..... | 18 |
| 4 泉崎村ファン（観光客・関係人口・移住者）の拡大～選ばれる泉崎村～    | 22 |
| ◇資料編.....                             | 24 |



# 第1章 泉崎村地方創生総合戦略とは

## 1 総合戦略とは

総合戦略とは、全国的に人口減少が進む中、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって魅力と活力ある社会を維持していくためにどのようなことに取り組むかを示した戦略です。

この戦略は、地方自治体（都道府県・市区町村）の最上位計画である総合振興計画に次いで重要なものとされており、ほとんどの地方自治体が策定しています。

## 2 なぜ戦略をつくるのか

本村では、平成28年度に、「泉崎村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口を維持し、将来にわたって魅力と活力ある泉崎村をつくり上げていくための様々な取り組みを積極的に推進してきました。

しかし、本村の人口（国勢調査結果）は、平成27年の6,495人から、令和2年には6,213人となり、この5年間で282人減少し、減少率は4.3%で、減少数・減少率ともに、これまでで2番目に多い状況となっており、人口減少対策の一層の強化が必要となっています。

国においては、国全体の人口が加速度的に減少する中、令和7年度に、「地方創生に関する総合戦略」を策定し、人口減少対策を強力に推進することとしています。

このような状況を踏まえ、本村の特性や近年の状況に即したさらなる取り組みを進めるため、「第6次泉崎村総合振興計画」に基づくとともに、国の動向等を踏まえ、「泉崎村地方創生総合戦略」を策定します。

### 3 戦略の位置づけ（総合振興計画との関係）は

**「村づくりの重点＝総合戦略」という視点に立ち、第6次泉崎村総合振興計画の中から、重点施策（＝人口減少対策）を抜き出し、強力に推進する戦略**

本戦略は、本村の最上位計画である「第6次泉崎村総合振興計画」（計画期間：令和6年度～令和15年度）に基づき、その中の人口減少の抑制に向けた取り組みを推進する戦略です。

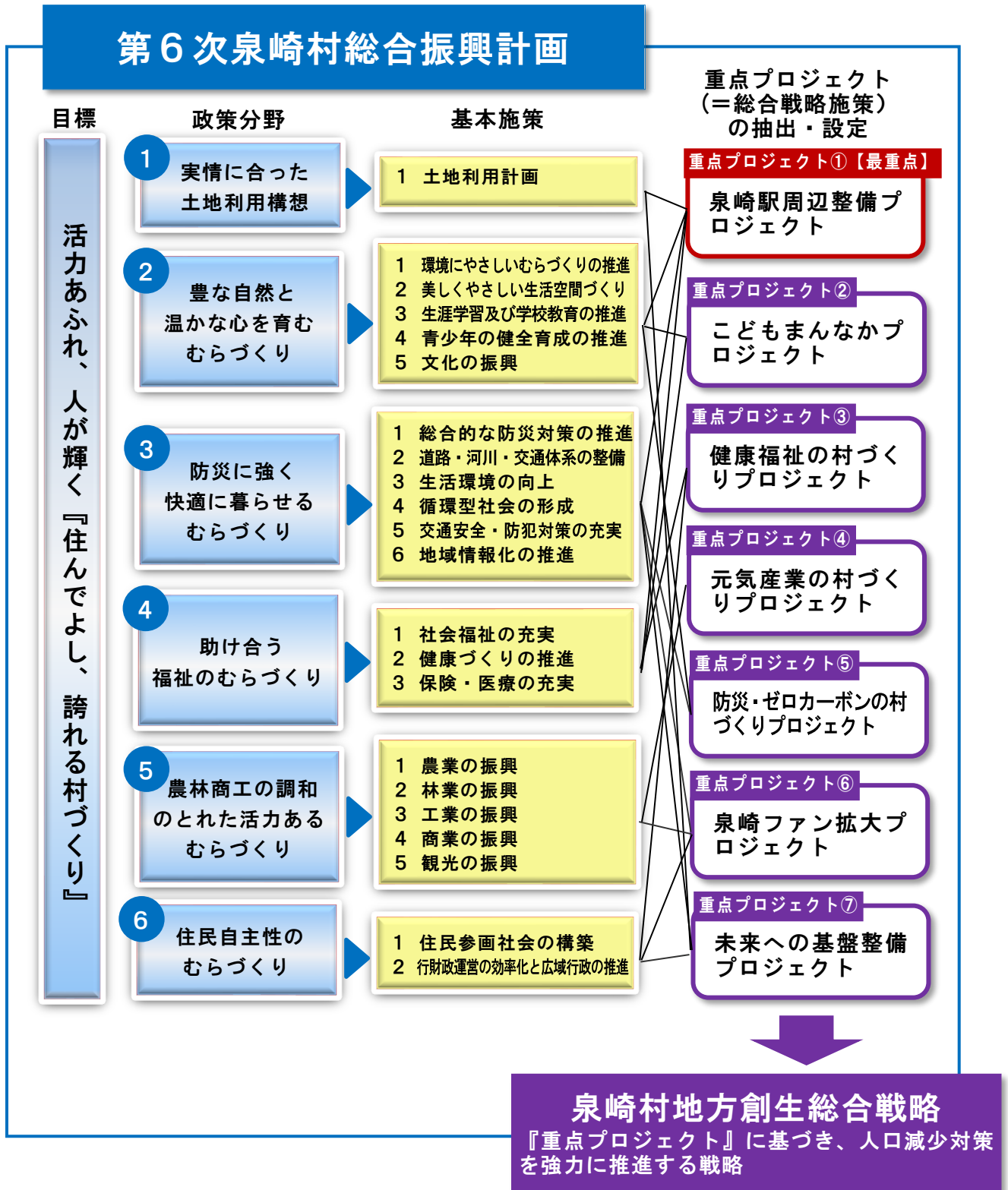
本村では、「第6次泉崎村総合振興計画」の中で、人口減少が進み、将来的に村全体の活力の低下が懸念される状況を踏まえ、次代を担うこどもが一人でも多く生まれ、健やかに育つとともに、村民が誇りを持って住み続け、村外から本村へ移り住む人が増えるよう、新たな村づくりの目標を、「活力あふれ、人が輝く『住んでよし、誇れる村づくり』」と設定し、これを実現するための計画の体系や今後行う取り組みを定めています。

このように、地方創生の動きと、本村のこれからの村づくりの方向性は一致しています。

こうしたことを踏まえ、本戦略は、「村づくりの重点＝総合戦略」という視点に立ち、「第6次泉崎村総合振興計画」の中から、これからの村づくりにおいて重点的・戦略的に推進する『重点プロジェクト』を抽出・設定した上で、これらに基づき、効果的な人口減少対策を強力に推進していくものとして策定しました。

総合戦略と総合振興計画との関係

## 第6次泉崎村総合振興計画



## 重点プロジェクト①【最重要】

### 泉崎駅周辺整備プロジェクト

本村の最重要プロジェクトとして、村の中心地としてのＪＲ泉崎駅及び周辺地域の機能や魅力の向上、村全体の活性化に向け、泉崎駅周辺整備に関する取り組みを重点的に進めます。



## 重点プロジェクト②

### こどもまんなかプロジェクト

こどもが一人でも多く生まれ、未来を担う人材としてたくましく育つよう、子育て環境とこどもの教育環境の充実に向けた取り組みを重点的に進めます。



## 重点プロジェクト③

### 健康福祉の村づくりプロジェクト

すべての村民が健康で幸せに暮らせるよう、保健サービス提供体制と医療体制、支え合う地域福祉体制の充実に向けた取り組みを重点的に進めます。



## 重点プロジェクト④

### 元気産業の村づくりプロジェクト

地域経済の発展とだれもが楽しく働ける環境づくりを進めるため、農業・商工業の振興と働きやすい職場の確保に向けた取り組みを重点的に進めます。



## 重点プロジェクト⑤

### 防災・ゼロカーボンの村づくりプロジェクト

だれもが住みたくなる、あらゆる災害に強い村づくり、環境にやさしい村づくりを進めるため、防災・減災体制の強化と脱炭素社会の形成に向けた取り組みを重点的に進めます。



## 重点プロジェクト⑥

### 泉崎村ファン拡大プロジェクト

本村を訪れる人や本村にかかわる人、本村に移り住む人など泉崎村ファンを増やすため、観光機能の強化と関係人口の拡大、移住・定住の促進に向けた取り組みを重点的に進めます。



## 重点プロジェクト⑦

### 未来への基盤整備プロジェクト

未来を見据えたハード・ソフトの両面からの基盤整備として、公共交通の充実やＤＸの推進、公共施設の更新、広域連携の強化に向けた取り組みを重点的に進めます。



## 1 戦略の対象期間

本戦略の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 戦略の対象期間

| 令和<br>5年度                                      | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 | 令和<br>12年度 | 令和<br>13年度 | 令和<br>14年度 | 令和<br>15年度 | 令和<br>16年度 |
|------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| <div>第6次泉崎村総合振興計画</div> <div>泉崎村地方創生総合戦略</div> |           |           |           |           |            |            |            |            |            |            |            |

## 2 戦略の構成

本戦略の構成は、次のとおりとします。

## ■「戦略の柱」

人口減少対策の柱となる「戦略の柱」を設定します。

## ■「主な取り組み」

「戦略の柱」ごとに、今後行う「主な取り組み」を設定します。

## ■「主要施策」と「KPI」、「主要事業」

「主な取り組み」ごとに、それを推進するための「主要施策」と「K P I（重要業績評価指標）」、そして実際に実施する「主要事業」を示します。

### 3 戦略の推進体制

本戦略を効果的に推進するためには、行政はもとより、村民や村民団体、民間企業、経済団体、金融機関、大学・研究機関、関係市町村などの多様な主体が、それぞれの特性に応じた役割を積極的に果たしていくとともに、お互いに協力し合うことが重要です。

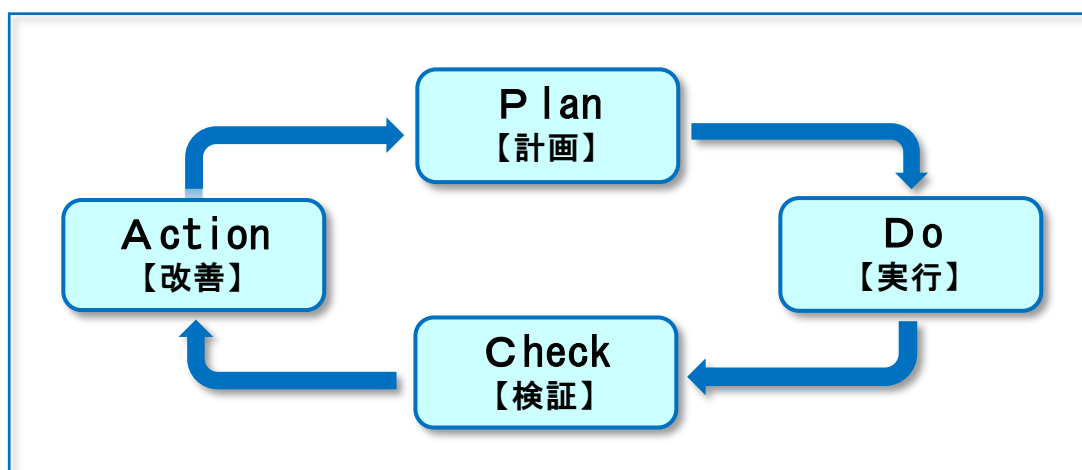
このため、情報発信等を積極的に行い、本村の人口に関する認識を各主体と共有するとともに、様々な取り組みにおける各主体との協働体制の強化を図ります。

### 4 戦略の検証・改善について

本戦略では、「戦略の柱」の下に展開する「主な取り組み」ごとに「KPI」を設定し、検証・改善を行う仕組みとして、PDCAサイクルを運用します。

このPDCAサイクルの運用により、また、社会・経済情勢の変化や村の財政状況等も十分に考慮しながら、必要に応じて本戦略の見直しを行います。

PDCAサイクル



## 第3章 戦略の体系

### 1 国の地方創生に関する動向

わが国では、「まち・ひと・しごと創生法」の施行により、平成26年度に地方創生の取り組みが始まってから、およそ10年が経ちましたが、人口減少は依然として進行し、さらに加速する傾向にあります。

このような中、令和7年6月に、これまでの10年間の地方創生の取り組みの成果と反省を踏まえ、「地方創生2.0基本構想」を決定しました。

そして、同年11月に、地方創生を推進する新たな組織として、「地域未来戦略本部」を設置し、12月に、国の新たな総合戦略である「地方創生に関する総合戦略」を決定しました。

国は、地方自治体に対し、この総合戦略を勘案し、それぞれの地域の実情に応じて、地方版総合戦略の検討・策定・改訂に努めることを求めており、本村においても、国の動向を踏まえつつ、村の特性に即した独自の取り組みを設定し、積極的に推進していくこととします。

国の「地方創生に関する総合戦略」の目指す姿と政策目標

【10年後に目指す姿】

- 若者・女性にも選ばれる地方をつくる
- 「強い」経済
  - 地域資源を活用した高付加価値型の地方経済をつくる
- 「豊かな」生活環境
  - 安心して暮らせる地方をつくる
- 「新しい日本・楽しい日本」
  - 都市と地方が互いに支え合い、一人一人が活躍できる社会をつくる
  - AI・デジタルなどの新技術が活用される地方をつくる

【3つの政策目標】

1 強い経済

自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込む地方経済

- 地域における高付加価値型産業創出
- 地域の人材力強化

2 豊かな生活環境

生きがいをもって働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、魅力と活力を創出する地方の生活環境

- 持続可能な生活インフラの実現
- 地域の暮らしの満足感向上

3 選ばれる地方

強い経済と豊かな生活環境の基盤の上に創り出される、若者や女性にも選ばれ、一人一人が幸せを実感でき、自己実現を図っていくことができる活力ある地方

- 魅力が感じられる地方の実現

## 2 泉崎村地方創生総合戦略の体系

総合振興計画の『重点プロジェクト』に基づくとともに、国の「地方創生に関する総合戦略」を踏まえ、本戦略の体系を次のとおり定めます。

泉崎村地方創生総合戦略の体系

### 【目標】

活力あふれ、人が輝く『住んでよし、誇れる村づくり』

### 【戦略の柱】

#### 1 稼ぐ力の高い産業と魅力ある職場の創生 ～強い経済～

【主な取り組み】（重点プロジェクト④で構成）

1-1 元気産業の村づくりプロジェクト



### 【戦略の柱】

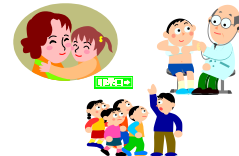
#### 2 子育てしやすく安心して暮らせる生活空間の創生 ～豊かな生活環境～

【主な取り組み】（重点プロジェクト②・③・⑤で構成）

2-1 こどもまんなかプロジェクト

2-2 健康福祉の村づくりプロジェクト

2-3 防災・ゼロカーボンの村づくりプロジェクト



### 【戦略の柱】

#### 3 泉崎駅周辺整備と新時代のインフラ整備 ～持続可能な生活基盤～

【主な取り組み】（重点プロジェクト①・⑦で構成）

3-1 泉崎駅周辺整備プロジェクト

3-2 未来への基盤整備プロジェクト



### 【戦略の柱】

#### 4 泉崎村ファン（観光客・関係人口・移住者）の拡大 ～選ばれる泉崎村～

【主な取り組み】（重点プロジェクト⑥で構成）

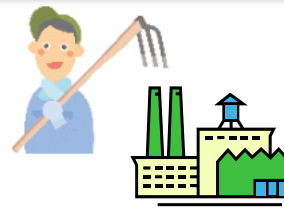
4-1 泉崎村ファン拡大プロジェクト



## 第4章 戦略の柱ごとの取り組み

### 1 稼ぐ力の高い産業と魅力ある職場の創生 ～強い経済～

稼ぐ力の高い持続可能な産業と、若者や女性も働きたくなる魅力ある職場づくりを進めるため、『重点プロジェクト④』により、農業・商工業の振興と村民の地元雇用や村内事業所の「働き方改革」の促進に向けた取り組みを重点的に進めます



#### 【主な取り組み】

#### 1-1 元気産業の村づくりプロジェクト

##### — 農業・商工業の振興と魅力ある職場の確保 —

#### 【主要施策】

##### 1-1-1 農業の多様な担い手の育成

- ① 関係機関と連携し、明日の本村の農業を支える認定農業者の育成・確保を図るとともに、営農組織化や法人化を促進します。
- ② 移住・定住関連施策と連動しながら、支援体制を強化し、新規就農者の掘り起こしと着実な就農の促進を図ります。
- ③ 多様な担い手の育成に向け、農福連携の仕組みづくりについて検討・推進します。

##### 1-1-2 農産物生産体制の充実促進

- ① 関係機関と連携し、ほ場の大区画化など農業生産基盤の整備を進めるとともに、整備された農業生産基盤を保全する地域ぐるみの共同活動への支援を行います。
- ② 関係機関と連携し、効率的な生産技術や関連施設、スマート農業の導入を支援し、米をはじめ野菜、畜産物等の各作目の生産性・品質の向上を促進します。

##### 1-1-3 農業の6次産業化の促進

地域農業の活性化と農産物の高付加価値化に向け、はにわの里（6次産業館）等を活用し、既存の加工特産品の安定生産・販路拡大、新たな加工特産品の開発・販売を支援し、農業の6次産業化を促進します。

##### 1-1-4 農産物及び加工特産品の消費の拡大

- ① 直売施設の活用や観光・商業施設との連携、学校・福祉施設の給食への活用などにより、地産地消を促進し、村内における消費の拡大に努めます。
- ② 様々な情報媒体によるPRの強化や県のアンテナショップの活用、他市町村での販売活動の展開、ふるさと納税返礼品への活用など、多様な取り組みを推進し、村外における消費の拡大に努めます。

### 1-1-5 商工会の運営支援

商工業の振興や地域活性化に向けた各種活動の活発化に向け、商工会の運営支援を行います。

### 1-1-6 商工業事業所の継続・承継、新規創業の支援

- ① 商工業事業所の事業継続・事業承継や新規創業を促進するため、商工会等関係機関と連携し、情報提供や助言等を行うとともに、各種融資制度の周知と活用促進に努めます。
- ② 泉崎駅周辺整備で創出されるエリアにおいて創業・起業する事業者の誘致を積極的に行います。

### 1-1-7 村民の地元雇用の促進

- ① 若者をはじめとする村民の地元就職やU・Iターン等を促進するため、ハローワーク白河や村内事業所等と連携し、無料職業紹介所における職業相談・紹介を行うほか、職業訓練・セミナー等に関する情報提供を行います。
- ② 県との連携や広域的連携のもと、若年層を対象とした企業訪問や職場体験など、地元への就業を支援する事業を進めます。

### 1-1-8 村内事業所の「働き方改革」の促進

若者や女性にも選ばれる、働きやすく魅力ある職場環境づくりに向け、村内事業所に対し、「働き方改革」に関する啓発活動・情報提供を行います。

## 【K P I】

| 指標名                     | 単位  | 令和6年度<br>(実績) | 令和12年度<br>(目標) |
|-------------------------|-----|---------------|----------------|
| 新規就農者数（累計）              | 人   | 0             | 3              |
| ほ場整備事業（踏瀬地区）進捗率         | %   | —             | 81.8           |
| ほ場整備事業（原地区）進捗率          | %   | —             | 62.7           |
| はにわの里（6次産業館）加工特産品件数（累計） | 件   | 1             | 5              |
| 村産品のふるさと納税返礼品種類数        | 種類  | 30            | 40             |
| 商工会加盟事業者数               | 事業者 | 110           | 120            |
| 泉崎駅周辺における誘致事業者数         | 事業者 | —             | 5              |

## 【主要事業】

| 事業名              | 担当課   |
|------------------|-------|
| 農業担い手育成事業        | 産業経済課 |
| 農産物生産体制充実促進事業    | 産業経済課 |
| 6次産業化促進事業        | 産業経済課 |
| 村産品の消費拡大事業       | 産業経済課 |
| 商工会支援事業          | 産業経済課 |
| 泉崎駅周辺における事業者誘致事業 | 産業経済課 |
| 無料職業紹介事業         | 産業経済課 |
| 働き方改革促進事業        | 産業経済課 |

## 2 子育てしやすく安心して暮らせる生活空間の創生～豊かな生活環境～

若者や女性にも選ばれる安心して暮らせる生活空間をつくるため、重点プロジェクト②・③・⑤により、子育て環境・こどもの教育環境の充実をはじめ、保健・医療体制の充実、スポーツの振興、地域福祉体制の充実、防災力の強化と脱炭素化の推進に向けた取り組みを重点的に進めます。



### 【主な取り組み】

## 2-1 こどもまんなかプロジェクト

### — 子育て環境とこどもの教育環境の充実 —

### 【主要施策】

#### 2-1-1 こども・若者の支援体制の充実

- ① 総合的な相談支援の拠点として、「こども家庭センター」の段階的な機能強化・有効活用を進めます。
- ② こどもの保育・教育環境の向上に向け、保育所と幼稚園の認定こども園への移行について検討していきます。
- ③ こどもも大人も楽しめる拠点づくりに向け、泉崎駅周辺整備の一環として、複合施設（全天候型児童遊戯施設等）や駅前広場の整備を進めます。
- ④ 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、健康診査や相談、訪問指導はもとより、不妊治療の支援や産後ケアなど、切れ目のない健康支援を行います。

#### 2-1-2 多様な子育て支援サービスの提供と周知

子育てに関する相談や情報提供等を行う子育て支援拠点事業（なかよしクラブ・すくすく教室）や一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、こども誰でも通園制度など、多様な子育て支援サービスの提供及び制度の周知徹底を図ります。

#### 2-1-3 配慮を必要とするこども・若者等の支援

児童虐待防止対策をはじめ、ひとり親家庭やこどもの貧困、ヤングケアラー（家族の介護や世話を過度に行っているこども・若者）への支援対策を行います。

#### 2-1-4 子育てに関する経済的支援の推進

子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、村独自の出産祝金の贈呈や18歳までのこども医療費の助成をはじめ、各種の経済的支援を行います。

#### 2-1-5 結婚支援の推進

- ① 独身男女の結婚を支援するため、県南地域9市町村による婚活イベント・セミナーの開催、県の結婚支援施策に関する情報提供を行います。
- ② 新婚世帯の住居費や引越費用を補助する結婚新生活支援事業の周知と活用促進に努めます。

### 2-1-6 学校施設・設備の整備と学校のあり方の検討

- ① 安全・安心・快適な教育環境づくりに向け、学校施設・設備や教材・教具を適切に整備していきます。
- ② 児童数の減少への対応、教育環境の向上に向け、小中学校のあり方について検討していきます。

### 2-1-7 「生きる力」を育む教育活動の推進

- ① 幼・小・中が連携した教育活動を推進します。特に、幼・小の連携強化を図り、架け橋期の教育の充実に努めます。
- ② 確かな学力の育成に向け、学力調査結果の有効活用や家庭学習習慣の定着、放課後学習の充実に努めるとともに、社会環境の変化に対応できる人材の育成に向け、英語教育やデジタル化に即した教育、防災教育、キャリア教育（職業的自立に向けて必要な能力や態度を育てる教育）を推進します。
- ③ 豊かな心の育成に向け、道徳教育や人権教育、郷土学習の充実、読書活動の促進を図るほか、いじめや不登校等に対する相談・支援の体制充実に努めます。
- ④ 健やかな体の育成に向け、体育・健康教育や食育の充実に努めます。
- ⑤ 特別な支援を必要とする児童生徒が適切な教育支援を受けられるよう、特別支援教育の体制充実に努めます。

### 2-1-8 学校と地域との連携強化

- ① 地域とともにある学校づくりに向け、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取り組みを推進します。
- ② 生徒にとって望ましい中学校部活動の環境づくりを進めるため、部活動の地域展開に向けた取り組みを推進します。

### 2-1-9 学校教育に関する経済的支援の推進

学校教育に関する保護者の経済的負担の軽減に向け、村独自の新入園・新入学祝い品の贈呈や各種検定料の助成をはじめ、各種の経済的支援を引き続き推進します。

## 【K P I】

| 指標名            | 単位 | 令和6年度<br>(実績)  | 令和12年度<br>(目標) |
|----------------|----|----------------|----------------|
| こどもの居場所箇所数（累計） | 箇所 | —              | 2              |
| 訪問指導実施妊婦数（出生数） | 人  | 13             | 20             |
| 婚活イベント参加者数     | 人  | 50             | 60             |
| 中学生放課後学習回数     | 回  | 数学 30<br>英語 15 | 数学 40<br>英語 20 |

## 【主要事業】

| 事業名            | 担当課     |
|----------------|---------|
| こども家庭センター運営事業  | こども支援課  |
| 母子保健事業         | こども支援課  |
| 子育て支援サービス提供事業  | こども支援課  |
| 結婚支援事業         | 産業経済課   |
| 学校施設等整備事業      | 教育課学校教育 |
| 基礎学力向上推進事業     | 教育課学校教育 |
| 教育支援体制整備事業     | 教育課学校教育 |
| 学校運営協議会事業      | 教育課学校教育 |
| 新入園・新入学祝い品贈呈事業 | 教育課学校教育 |

【主な取り組み】

## 2-2 健康福祉の村づくりプロジェクト

### ー 保健・医療体制と地域福祉体制の充実 ー

【主要施策】

#### 2-2-1 総合的な健康づくりの推進

- ① 村全体の健康づくり意識やヘルスリテラシー（健康情報を活用する力）を高めるため、健康に関心の薄い人を含む幅広い世代を対象に、健康に関する広報・啓発活動や情報提供の推進、教室・講座・イベントの開催を図ります。
- ② 健康増進計画・自殺対策計画・食育推進計画に基づき、生活習慣の改善をはじめとする各分野の目標指標の達成に向け、村民の自主的な取り組みを促進するとともに、これを支える社会環境の質の向上を進めます。

#### 2-2-2 地域医療体制の維持・充実

- ① 安心できる身近な医療の確保に向け、診療所の医療体制の維持・充実に努めます。
- ② 広域的連携のもと、白河地方広域市町村圏整備組合による救急医療体制や周産期医療体制の維持・充実に努めます。

#### 2-2-3 スポーツの村づくりの推進

本格的なスポーツ施設を持つスポーツの盛んな村としての特性をさらに生かした村づくりを進めるため、さつき公園の長寿命化を計画的に進めるとともに、スポーツ協会などスポーツ団体の活動支援、多様なスポーツ活動の普及促進に努めます。

#### 2-2-4 地域福祉の多様な担い手の育成

- ① 地域福祉を推進する多様な担い手を育成するため、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等の活動支援を行います。
- ② 村民の福祉意識の高揚と実践活動の促進、福祉ボランティアの発掘・育成に向け、社会福祉協議会と連携し、啓発活動や情報提供、福祉教育を推進します。

#### 2-2-5 横断的・総合的な地域福祉の推進

- ① 複雑化・複合化する困りごとや悩みごとにも的確に対応し、相談者に寄り添った支援が行えるよう、重層的支援体制整備事業（複雑化・複合化する課題に対応した一体的・重層的な支援体制をつくる事業）により、断らない包括的な相談支援体制の整備を進めます。
- ② 見守り体制の強化をはじめ、外出・買い物の支援、交流の場・居場所づくり、ひきこもり・孤立・孤独へ対応、権利擁護の推進、虐待の防止など、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等の各分野に共通する課題等について、横断的・総合的な取り組みを推進します。

【【KPI】】

| 指標名                 | 単位 | 令和6年度<br>(実績) | 令和12年度<br>(目標) |
|---------------------|----|---------------|----------------|
| 特定健康診査受診率           | %  | 46.2          | 49.0           |
| 高齢者健康診査受診率          | %  | 25.7          | 27.2           |
| 出前元気はつらつ教室参加者数（延べ）  | 人  | 630           | 640            |
| さつき運動公園利用者数         | 人  | 75,875        | 90,000         |
| ニュースポーツ普及種目数        | 種目 | 1             | 3              |
| 高齢者サロン（居場所づくり）開催箇所数 | 箇所 | 2             | 6              |

【主要事業】

| 事業名            | 担当課     |
|----------------|---------|
| 健康づくり推進事業      | 保健福祉課   |
| 地域医療体制整備事業     | 保健福祉課   |
| さつき公園長寿命化事業    | 教育課生涯学習 |
| スポーツ協会活動支援事業   | 教育課生涯学習 |
| スポーツ推進委員活動支援事業 | 教育課生涯学習 |
| 地域福祉担い手育成事業    | 保健福祉課   |
| 生活支援体制整備事業     | 保健福祉課   |

【主な取り組み】

## 2-3 防災・ゼロカーボンの村づくりプロジェクト

### ー 防災力の強化と脱炭素化の推進 ー

【主要施策】

#### 2-3-1 消防体制の維持・充実

- ① 消防団の維持・充実に向け、団員確保対策の強化をはじめ、団員の資質向上や施設・装備の更新を図ります。
- ② 広域的連携のもと、白河地方広域市町村圏整備組合による常備消防・救急体制の維持・充実に努めます。

#### 2-3-2 地域における防災力の向上

地域防災の要である自主防災組織について、その中心となるリーダーの育成のための研修会の開催など、組織化を支援する取り組みを進めます。

#### 2-3-3 総合的な防災・減災体制の充実

- ① 災害に強い村づくりを総合的・計画的に進めるため、地域防災計画や国土強靱化地域計画をはじめ、各種防災関連計画・マニュアル・ハザードマップの見直しを適宜行います。
- ② 災害時における情報伝達体制の強化・多重化に向け、ホームページやSNS、情報メールー斉配信サービス、防災アプリ等の有効活用を図ります。
- ③ 避難所等の周知徹底と運営体制の充実に向けた取り組みを行うほか、備蓄施設の整備充実及び備蓄品の更新を行います。
- ④ 高齢者や障がい者等の災害時の避難に支援が必要な村民に対する避難支援体制の充実を図ります。
- ⑤ 災害時に備え、県や他自治体、民間企業、団体等との協力体制の維持・充実を図ります。
- ⑥ 災害の未然防止に向け、関係機関と連携し、治山・治水対策を進めます。

#### 2-3-4 脱炭素社会（温室効果ガス排出量実質ゼロとなる社会）の実現

- ① 再生可能エネルギーの導入拡大と水素エネルギーの効果的な活用、ライフスタイルの転換などによる温室効果ガス排出量削減を推進します。
- ② 森林等による温室効果ガス吸収機能の維持・強化を図るため、森林の適切な管理及び木材の循環的な利活用を推進します。
- ③ 広域的な連携のもと、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の取り組みを積極的に進めるとともに、これらの取り組み後に発生する資源化可能なごみの再生利用（リサイクル）を徹底することで、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を図ります。

## 【K P I】

| 指標名           | 単位 | 令和6年度<br>(実績) | 令和12年度<br>(目標) |
|---------------|----|---------------|----------------|
| 自主防災組織数       | 組織 | 0             | 5              |
| 地区防災計画策定件数    | 件  | 0             | 5              |
| 個別避難計画作成件数    | 件  | 7             | 30             |
| 1人1日あたりのごみ排出量 | g  | 849           | 800            |
| リサイクル率        | %  | 17.4          | 20.0           |

## 【主要事業】

| 事業名            | 担当課   |
|----------------|-------|
| 消防団施設（車両等）整備事業 | 住民生活課 |
| 自主防災組織育成事業     | 住民生活課 |
| 地域防災計画等更新事業    | 住民生活課 |
| 災害用備蓄品更新事業     | 住民生活課 |
| 個別避難計画作成事業     | 保健福祉課 |
| 脱炭素化推進事業       | 住民生活課 |
| 一般廃棄物処理事業      | 住民生活課 |

### 3 泉崎駅周辺整備と新時代のインフラ整備 ～持続可能な生活基盤～

村全体の持続的発展を見据えた基盤づくりを進めるため、『重点プロジェクト①・⑦』により、本村の最重点の取り組みである泉崎駅周辺整備をはじめ、公共交通の充実やDXの推進、公共施設の管理、広域連携の強化に向けた取り組みを重点的に進めます。



#### 【主な取り組み】

#### 3-1 泉崎駅周辺整備プロジェクト

##### — 泉崎駅及び周辺における施設整備等の推進 —

#### 【主要施策】

##### 3-1-1 こどもも大人も楽しめる複合施設の整備

若者や女性にも選ばれる村づくり、こどもも大人も楽しめる拠点の創出に向け、全天候型児童遊戯施設としての機能をはじめ、託児所やカフェ、飲食店、スポーツジム・サウナ、アリーナなどの機能を持つ複合施設の整備を進めます。

##### 3-1-2 駅前広場の整備

こどもも大人も遊び、憩い、交流できる空間の創出に向け、駅前広場の整備を進めます。

##### 3-1-3 東西自由通路の整備

駅東側からの駅へのアクセスや駅東西の自由な往来が可能な環境づくりに向け、東西自由通路の整備を進めます。

##### 3-1-4 駅舎の改修とトイレの整備

利用者が便利で安全・快適に利用することができるよう、駅舎の改修やトイレの整備を進めます。

##### 3-1-5 駅前ロータリー及び駐車場、周辺道路の整備

自動車・バス利用者の利便性・安全性の向上に向け、また、駅を起点とした公共交通網の再構築も勘案し、駅前ロータリー及び駐車場、周辺道路の整備を進めます。

##### 3-1-6 その他施設等の整備検討・推進

村全体の活性化や人口減少の抑制に向け、上記以外の施設や機能の整備についても検討を行い、その実現化に向けた取り組みを段階的に進めていきます。

### 3-1-7 ユニバーサルデザイン化の推進

泉崎駅周辺整備にあたっては、車椅子利用者やベビーカー利用者をはじめ、すべての子どもと大人が、不自由なく安全・安心に利用することができるよう、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化（すべての人が使いやすいデザインにすること）を進めます。

#### 【K P I】

| 指標名              | 単位 | 令和6年度<br>(実績) | 令和12年度<br>(目標) |
|------------------|----|---------------|----------------|
| 全天候型児童遊戯施設利用者数   | 人  | —             | 30,000         |
| 東西自由通路通行者数（1日平均） | 人  | —             | 500            |
| 泉崎駅駐車場利用台数（1日平均） | 人  | 30            | 50             |
| 東西自由通路エレベーター設置   | —  | 未設置           | 設置済            |
| ユニバーサルデザイントイレ設置  | —  | 未設置           | 設置済            |
| Suica 対応機器設置     | —  | 未設置           | 設置済            |

#### 【主要事業】

| 事業名           | 担当課   |
|---------------|-------|
| 泉崎駅前拠点施設整備事業  | 建設水道課 |
| 泉崎駅東西交通広場整備事業 | 建設水道課 |
| 泉崎駅東西自由通路整備事業 | 建設水道課 |
| 泉崎駅舎・トイレ改修事業  | 建設水道課 |
| 泉崎駅東西駐車場整備事業  | 建設水道課 |

【主な取り組み】

## 3-2 未来への基盤整備プロジェクト

### ー公共交通の充実とDXの推進、公共施設の管理等ー

【主要施策】

#### 3-2-1 公共交通のあり方の検討と充実

本村の将来を見据えた持続可能な公共交通網を再構築するため、村民や交通事業者等との協働のもと、「ふれあい号」などの本村の公共交通のあり方に関する総合的な検討及び地域公共交通計画の策定を行い、これに基づく取り組みを段階的に進めていきます。

#### 3-2-2 行政のデジタル化の推進

- ① 村民の利便性の向上に向け、公金収納のキャッシュレス化やオンライン申請の充実、書かせない・待たせない窓口の整備を進めます。
- ② 行政機能の高度化・効率化に向け、BPR（業務改革）の徹底やAI・RPA（ロボットによる業務の自動化）等の導入、ペーパーレス化、デジタル人材の育成を進めます。
- ③ サイバー攻撃等による問題の発生を防ぐため、セキュリティ対策の強化を図ります。

#### 3-2-3 地域社会のデジタル化の推進

- ① 地域活性化と村民生活の向上に向け、産業分野や教育分野、福祉分野をはじめ、幅広い分野におけるさらなるデジタル化を進めます。
- ② すべての村民がデジタル化のメリットを享受することができるよう、学習機会の提供など、デジタルデバインド（デジタル技術を利用できる人と利用できない人との格差）対策を推進します。
- ③ 村民や事業者がデータを容易に利活用できるよう、データのオープン化を進めます。
- ④ 便利で公平・公正な社会づくりに向け、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

#### 3-2-4 公共施設の総合的な管理の推進

将来を見据えた公共施設の最適化と財政負担の軽減に向け、公共施設等総合管理計画の必要に応じた見直しや個別施設計画の策定のもと、施設の統廃合や再配置も含め、総合的・計画的な管理を推進します。

#### 3-2-5 広域連携の推進

- ① 質の高い村民サービスの提供と効率的な事務処理の推進に向け、白河地方広域市町村圏整備組合による各種共同処理を推進します。
- ② 白河市の都市機能を有効に活用して本村及び圏域全体の活性化を図るため、しらかわ地域定住自立圏における各種連携事業を推進します。

【K P I】

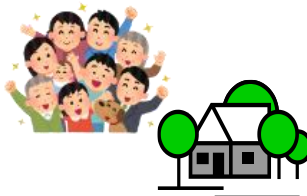
| 指標名                       | 単位 | 令和6年度<br>(実績) | 令和12年度<br>(目標) |
|---------------------------|----|---------------|----------------|
| ふれあい号利用者数                 | 人  | 3,668         | 4,500          |
| オンライン申請が可能な手続き件数          | 件  | 28            | 50             |
| 村民向けのデジタル研修・ワークショップ等の開催回数 | 回  | 2             | 4              |
| マイナンバーカード普及率              | %  | 88.3          | 100.0          |

【主要事業】

| 事業名                | 担当課 |
|--------------------|-----|
| 地域公共交通計画策定・推進事業    | 総務課 |
| 行政のデジタル化推進事業       | 総務課 |
| 地域のデジタル化推進事業       | 総務課 |
| 公共施設の個別施設計画策定・推進事業 | 各課  |
| 広域連携事業             | 総務課 |

## 4 泉崎村ファン（観光客・関係人口・移住者）の拡大～選ばれる泉崎村～

本村を繰り返し訪れる人、本村にかかわり、応援してくれる人、村外から本村に移り住む人など泉崎村ファンを増やすため、『重点プロジェクト⑥』により、観光機能の強化と関係人口の拡大、移住の促進に向けた取り組みを重点的に進めます。



### 【主な取り組み】

#### 4-1 泉崎村ファン拡大プロジェクト

##### — 観光機能の強化と関係人口の拡大、移住の促進 —

### 【主要施策】

#### 4-1-1 既存観光資源の充実・活用

- ① カントリーヴィレッジや烏峠遊歩道、桜並木をはじめとする既存観光スポットについて、集客力の向上を見据えた一層の魅力化に向け、運営主体や地域住民と協働し、施設・設備の整備・改修等を進め、有効活用を図ります。
- ② いずみざき桜ウォークや収穫感謝祭などのイベントの内容充実を図ります。
- ③ はにわの里（6次産業館）について、観光案内・PR機能をはじめ、村の観光窓口としての機能の整備を進めます。
- ④ 資料館や関和久官衙遺跡、泉崎横穴をはじめとする歴史文化資源の観光的活用を進めます。

#### 4-1-2 新たな観光資源の掘り起こしの検討

カントリーヴィレッジ周辺へのキャンプ場やグランピング（豪華なキャンプ）施設の整備など、新たな観光資源の掘り起こしについて検討していきます。

#### 4-1-3 e-村民の拡大

関係人口の拡大に向け、本村の様々な情報を受け取れるほか、村内宿泊施設を割引価格で利用できるe-村民の拡大に向けた取り組みを進めます。

#### 4-1-4 ふるさと納税・企業版ふるさと納税の有効活用

村づくりの財源の確保と関係人口の拡大に向け、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の寄附件数の増加に向けた取り組みを進めます。

#### 4-1-5 地域おこし協力隊・地域活性化起業人の有効活用

地域外の人材による地域活性化と関係人口の拡大に向け、地域おこし協力隊や地域活性化起業人（企業が社員を自治体に派遣し、地域貢献する仕組み）の有効活用を図るとともに、地域おこし協力隊の活動期間終了後の定住・定着を支援します。

#### 4-1-6 移住に関する相談体制の充実

移住に関する相談に効果的に対応し、一貫した支援が行えるよう、相談体制の充実を図ります。また、村の制度一覧についてより効果的な方法により村外へ発信します。

#### 4-1-7 住まいの確保に向けた取り組みの推進

- ① 快適・安全・安心な住まいを提供するため、公営住宅・定住促進住宅・若者定住賃貸住宅の適正な維持管理・修繕等を行い、長寿命化を図ります。
- ② 天王台ニュータウンの早期完売に向け、泉崎駅周辺整備に関する情報発信の強化をはじめ、販売促進に向けた取り組みの一層の充実を図ります。
- ③ 移住希望者が宅地を確保できるよう、民間宅地開発の適正な誘導を図るほか、土地の無償譲渡などについても検討していきます。
- ④ 移住希望者が住宅を確保できるよう、住宅の新築や取得に関する支援制度の導入を図ります。
- ⑤ 空き家や空き地の有効活用による移住の促進に向け、空き家・空き地バンク制度の充実を図るほか、空き家の改修や解体等に関する支援制度の導入を図ります。

#### 4-1-8 東京圏からの移住の促進

県と連携し、東京圏からの移住者で、一定の要件を満たした人に移住支援金を支給する移住・定住支援事業の周知と活用促進に努めます。

#### 4-1-9 戦略的な魅力発信・プロモーション活動の推進

村の知名度やイメージを向上させ、観光客・関係人口・移住者の拡大、特産品の消費拡大など産業・経済の活性化を進めるため、様々な情報媒体や機会を活用し、戦略的な魅力発信・プロモーション（売り込み）活動を推進します。

#### 【KPI】

| 指標名                          | 単位 | 令和6年度<br>(実績) | 令和12年度<br>(目標) |
|------------------------------|----|---------------|----------------|
| カントリーヴィレッジ利用者数（本館・ログ館・温泉の合計） | 人  | 97,332        | 100,000        |
| イベント集客人数                     | 人  | 2,000         | 2,500          |
| e-村民数                        | 人  | 2,993         | 3,500          |
| ふるさと納税寄附金額                   | 千円 | 5,326         | 12,000         |
| 企業版ふるさと納税寄附件数                | 件  | —             | 10             |
| 空き家の改修・解体等に対する補助件数           | 件  | —             | 10             |
| 移住者に対する補助件数                  | 件  | 0             | 10             |

#### 【主要事業】

| 事業名            | 担当課   |
|----------------|-------|
| 既存観光施設等整備・改修事業 | 産業経済課 |
| 観光資源掘り起こし事業    | 産業経済課 |
| e-村民交流拡大事業     | 産業経済課 |
| ふるさと納税事業       | 総務課   |
| 企業版ふるさと納税事業    | 総務課   |
| 地域外人材活用事業      | 総務課   |
| 空き家関連支援事業      | 総務課   |
| 移住支援事業         | 総務課   |
| 魅力発信・プロモーション事業 | 産業経済課 |

## ◇資料編

### ■地域創生・人口減少対策本部設置要綱

平成27年 8 月17日訓令第17号

改正

平成31年 3 月18日訓令第 7 号

令和 8 年 2 月20日訓令第 2 号

地域創生・人口減少対策本部設置要綱

(設置)

**第1条** 地方の人口減少が進行する中、東日本大震災・原発事故等に伴い、より問題が深刻化し、地域の姿そのものが変化しつつあることを踏まえ、人口減少を克服し、地域の活性化を推進する取組について全庁一体となって加速させていくため、地域創生・人口減少対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(組織)

**第2条** 対策本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は、対策本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。

4 対策本部の下に、ワーキンググループを設置することができる。

(所掌事務)

**第3条** 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 地域創生・人口減少対策の全庁的な推進に関すること。

(2) 地域創生・人口減少対策の総合調整に関すること。

(3) 国、県、市町村等との連絡調整に関すること。

(4) その他地域創生・人口減少対策に係る重要事項に関すること。

(会議)

**第4条** 対策本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

**第5条** 対策本部の事務局を総務課に置く。

2 事務局は、対策本部の運営に必要な庶務を行う。

(本部長への委任)

**第6条** この訓令に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

| 区分   | 職名                                                                                                                 |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本部長  | 村長                                                                                                                 |
| 副本部長 | 副村長                                                                                                                |
| 本部員  | 教育長<br>総務課長<br>税務課長<br>住民生活課長<br>保健福祉課長<br>こども支援課長<br>建設水道課長<br>産業経済課長<br>教育課長<br>幼稚園長<br>児童館長<br>議会事務局長<br>中央公民館長 |

## ■ 泉崎村地域創生・人口減少対策委員会設置要綱

平成27年 8 月26日訓令第18号

泉崎村地域創生・人口減少対策委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 本村の人口減少が進行する中、東日本大震災・原発事故等に伴いより問題が深刻化し、地域の姿そのものが変化しつつあることを踏まえ、人口減少を克服し、地域の活性化を推進する施策・取組を検討するに当たり、専門的見地から意見を聴取するため、泉崎村地域創生・人口減少対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「泉崎村人口ビジョン（仮称）」策定に係る検討に関すること。
- (2) 「泉崎村総合戦略（仮称）」策定に係る検討に関すること。
- (3) その他本村の地域活性化の検討に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会の構成は、委員14人以内をもって組織し、その委員は、地域活性化の分野について優れた識見を有する者のうちから村長が委嘱する。

- 2 委員会に委員長を置き、村長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、平成27年 9 月18日から委員会終了の日までとする。

(委員会)

**第5条** 委員会は、必要があると認めるときに村長が招集する。

- 2 村長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務局)

**第6条** 委員会の事務局は、総務課に置く。

- 2 事務局は、委員会の庶務全般に関して執り行う。

(報酬等)

**第7条** 委員の報酬及び費用弁償については、泉崎村特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年 3 月22日条例第 2 号）に定めるところにより支給するものとする。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## ■ 泉崎村地域創生・人口減少対策委員会委員名簿

| No. | 分野 | 所属                     | 役職       | 氏名     |
|-----|----|------------------------|----------|--------|
| 1   | 産  | 秋山錠剤 株式会社              | 福島工場長    | 小林 利安  |
| 2   | 産  | 株式会社 朝日ラバー             | 取締役      | 堀 信幸   |
| 3   | 官  | 泉崎村国民健康保険運営協議会         | 会長       | 野崎 隆   |
| 4   | 学  | 福島県農業総合センター<br>農業短期大学校 | 研修部長     | 新妻 俊栄  |
| 5   | 学  | 泉崎村教育委員会               | 教育長職務代理者 | 関谷 正文  |
| 6   | 金  | 株式会社 東邦銀行              | 白河支店 支店長 | 清野 正人  |
| 7   | 金  | 夢みなみ農業協同組合             | 泉崎支店長    | 吉田 美和子 |
| 8   | 労  | 認定農業者会                 | 会長       | 中野目 正明 |
| 9   | 言  | 福島民報社                  | 白河支社長    | 浦山 文夫  |
| 10  | 言  | 福島民友新聞社                | 白河支社長    | 佐藤 正一  |
| 11  | 住  | 泉崎村赤十字奉仕団会             | 委員長      | 三村 成子  |
| 12  | 住  | 泉崎村商工会                 | 会長       | 菊地 幸次  |
| 13  | 住  | 泉崎村民生児童委員協議会           | 会長       | 草野 拓   |
| 事務局 |    | 総務課                    | 課長       | 小林 直義  |
|     |    | 総務課                    | 主任主査     | 水野 拓徳  |
|     |    | 総務課                    | 主査       | 北住 大輔  |